第十九条の十六第二項中「第七項第三号」を「第六項第三号」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第二十七条の三第一項」を「第二十七条の三第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十七条の三第二項」を「第二十七条の三第一項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第二項又は第三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第二十条第一項中「第二十七条の四第六項第二号」を「第二十七条の四第六項第一号」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　施行令第二十七条の四第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　分割又は現物出資に係る分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人　次に掲げる事項

イ　相手先（分割法人又は現物出資法人にあつては分割承継法人又は被現物出資法人をいい、分割承継法人又は被現物出資法人にあつては分割法人又は現物出資法人をいう。）の名称及び納税地並びに代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この章において同じ。）の氏名（外国法人にあつては、代表者及び法人税法第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名。以下この章において同じ。）

ロ　分割又は現物出資の年月日

ハ　移転事業（施行令第二十七条の四第十六項第一号に規定する移転事業をいう。以下この条において同じ。）の内容及び当該移転事業に係る試験研究の内容並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

ニ　分割承継法人又は被現物出資法人がハに規定する試験研究を行うために当該分割又は現物出資により移転する資産及び従業者の明細及び数

ホ　分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額（法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）を移転事業に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的な方法

ヘ　次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　分割法人又は現物出資法人　各対象年度（次に掲げる当該分割法人又は現物出資法人の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度をいう。）の試験研究費の額（当該分割法人又は現物出資法人の当該分割又は現物出資の日を含む事業年度（(1)及び(2)において「分割等事業年度」という。）にあつては、当該分割又は現物出資の日の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分割等事業年度の試験研究費の額に限る。）及び当該各対象年度の施行令第二十七条の四第十六項に規定する移転試験研究費の額（以下この項及び次項において「移転試験研究費の額」という。）

(i)　施行令第二十七条の四第十四項第一号イに掲げる法人　同号イに規定する調整対象年度に該当する事業年度

(ii)　施行令第二十七条の四第十四項第一号ロに掲げる法人　同号ロに規定する調整対象年度に該当する事業年度

(2)　分割承継法人又は被現物出資法人　次に掲げる当該分割承継法人又は被現物出資法人の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度の期間内の日を含む当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額（分割等事業年度にあつては、当該分割又は現物出資の日の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分割等事業年度の試験研究費の額に限る。）及び当該各事業年度の移転試験研究費の額

(i)　施行令第二十七条の四第十四項第二号イに掲げる法人　同号イに規定する調整対象年度に該当する事業年度

(ii)　施行令第二十七条の四第十四項第二号ロに掲げる法人　同号ロに規定する調整対象年度に該当する事業年度

ト　その他参考となるべき事項

二　法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この号及び次項において「現物分配」という。）に係る現物分配法人又は被現物分配法人　次に掲げる事項

イ　相手先（現物分配法人にあつては被現物分配法人をいい、被現物分配法人にあつては現物分配法人をいう。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

ロ　現物分配の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）

ハ　当該現物分配に係る施行令第二十七条の四第十六項第二号に規定する移転試験研究用資産（ハ及びニにおいて「移転試験研究用資産」という。）の明細（当該現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合には、その旨）

ニ　次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　現物分配法人　各対象年度（次に掲げる当該現物分配法人の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度をいう。(1)において同じ。）の試験研究費の額（当該現物分配法人の当該現物分配の日を含む事業年度（(1)及び(2)において「現物分配事業年度」という。）にあつては、当該現物分配の日の前日を当該現物分配事業年度終了の日とした場合の当該現物分配事業年度の試験研究費の額に限る。）及び当該各対象年度の移転試験研究費の額（当該現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合には、各対象年度の移転試験研究費の額）

(i)　施行令第二十七条の四第十四項第一号イに掲げる法人　同号イに規定する調整対象年度に該当する事業年度

(ii)　施行令第二十七条の四第十四項第一号ロに掲げる法人　同号ロに規定する調整対象年度に該当する事業年度

(2)　被現物分配法人　次に掲げる当該被現物分配法人の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度の期間内の日を含む当該現物分配に係る現物分配法人の各事業年度の試験研究費の額（現物分配事業年度にあつては、当該現物分配の日の前日を当該現物分配事業年度終了の日とした場合の当該現物分配事業年度の試験研究費の額に限る。）及び当該各事業年度の移転試験研究費の額（当該現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合には、当該各事業年度の移転試験研究費の額）

(i)　施行令第二十七条の四第十四項第二号イに掲げる法人　同号イに規定する調整対象年度に該当する事業年度

(ii)　施行令第二十七条の四第十四項第二号ロに掲げる法人　同号ロに規定する調整対象年度に該当する事業年度

ホ　その他参考となるべき事項